

## ご使用前に必ずお読みください

ALOS-2 運用・観測データ一般配布共同企業体（以下「共同企業体」といいます）は、ALOS 製品をお客様に提供するにあたり、下記「ALOS 製品使用許諾条件書」（以下「本使用条件書」といいます）に同意いただくことをご使用の条件とさせていただきます。

特に明示された意思表示がない場合でも、ALOS 製品の使用（ダウンロード、インストール等その他の行為を含みますがこれに限定されません）を開始した時点で、本契約に同意したものとみなします。必ずご使用の前に下記契約書をお読みください。本契約に同意いただけない場合には、お客様は ALOS 製品を使用することはできません。

## ALOS 製品使用許諾条件書

### 第1条 定義

1.本使用条件書における用語の定義は以下に定める。

- (1) 「共同企業体」とは、ALOS-2 運用・観測データ一般配布共同企業体を構成する主販売事業者である株式会社パスコ及び共同販売事業者である一般財団法人リモート・センシング技術センターをいう。
- (2) 「ALOS 製品」とは、共同企業体から提供される標準データ、付加価値製品、高次付加価値製品及びこれらに付随する関連製品をいう。
- (3) 「標準データ」とは、共同企業体から提供される ALOS 搭載パナクロマチック立体視センサ (PRISM) により取得後処理されたデータで、レベル 1(レベル 1A、1B1 及び 1B2)に属するデータをいう。
- (4) 「付加価値製品」とは、標準データを改変したデータのうち、①データ処理を施したデータであって標準データのピクセル構造を保持しており、標準データに復元可能なもの、及び②データ処理を施したデータでかつ標準データのピクセル構造を保持せず標準データに復元不可能なもののうち、高次付加価値製品に該当しないものをいう。例えば、Geo-TIFF 及び NITF フォーマット変換製品などが該当する。
- (5) 「高次付加価値製品」とは、標準データ又は付加価値製品に高度なデータ処理を施し改変した製品であって、標準データ又は付加価値製品に復元不可能なものをいう。高度なデータ処理とは、データ解析又は複数衛星データの組み合わせ、外部情報に基づく画像処理、物理変換等を含む。例えば、オルソ補正、DSM 及びパンシャープンをいう。
- (6) 「エンドユーザ」とは、共同企業体又はその代理店から ALOS 製品の提供を受け、本使用条件書を受諾した自然人または法人をいう。エンドユーザの単一性に関わる定義はエンドユーザが日本国内の場合は以下の定めによる。
  - ①中央省庁  
本省（府）の内部部局（国家行政組織法第7条）をそれぞれ一組織とする。庁等の各部局（同法第3条第3項）、各施設等機関（同法第8条の2）、各特別の機関（同法第8条の3）、地方整備局等の地方支分部局（同法第9条）、各独立行政法人、各国立学校等はそれぞれ一組織とする。
  - ②都道府県、市区町村、都道府県警察、消防、教育委員会等
    - (i) 都道府県、市区町村をそれぞれ一組織とする。
    - (ii) 都道府県、市区町村における1つのプロジェクトが複数の組織にわたる場合は、限定された目的のデータ利用に限り、所掌の支庁・地方事務所・支所・出張所（地方自治法第155条第1項）その他の下部組織を共同企業体の裁量により(i)の一組織に含むことができる。
    - (iii) 都道府県警察、消防等の場合は、各警察、各消防を一組織とする。
    - (iv) 都道府県教育委員会は一組織とする。この場合、当該委員会所掌に係る公立学校等を共同企業体の裁量により含むことができる。
    - (v) 市区町村教育委員会は一組織とする。この場合、当該委員会所掌に係る公立学校等を共同企業体の裁量により含むことができる。
  - ③法人
    - (i) 同一法人内を一組織とする。子会社、関連会社、海外支店などは別組織とする。
    - (ii) 各学校等がエンドユーザの場合は、それぞれを一組織とする。
  - ④自然人

### 第2条 許諾内容

1.共同企業体は、エンドユーザに対し、以下のとおり ALOS 製品の譲渡不能、非独占的通常実施権を許諾する。

- (1)同一組織内における内部利用

エンドユーザは、提供された ALOS 製品を内部利用することができる。また、エンドユーザは、内部利用するために、ALOS 製品を改変し、付加価値製品及び高次付加価値を作成することができる。尚、エンドユーザは、ALOS 製品の改変等を第三者に委託することができる。この場合、エンドユーザは当該第三者に対して、本使用条件書の定めを遵守させるものとする。

(2)標準データ及び付加価値製品の外部利用

エンドユーザは、標準データ及び付加価値製品を次の場合に限り外部利用できるものとする。

- ① 研究論文その他の文書などの挿絵としての利用。
- ② 紙媒体に出力し作成したポスター、カレンダー、パンフレット等での利用。
- ③ 最大 1280×1024 ピクセルの JPEG 方式相当での、インターネットの HP 上での掲載。

(3)高次付加価値製品の外部利用

エンドユーザは、高次付加価値製品を有償・無償を問わず第三者に提供（販売、譲渡、貸出、再利用許諾、及び公表を含む。）することができる。但し、エンドユーザが第三者に提供できる高次付加価値製品は 1 種類のみとし、1 つの標準データ又は付加価値製品から 2 種類以上の高次付加価値製品を提供する場合には、追加で標準データ又は付加価値製品を購入しなければならない。

- 2.前項(3)項により第三者に配布する場合、当該第三者にも著作権表示を行わせなければならない。
- 3.高次付加価値製品に関し、本使用条件書の条項に加え、別途使用許諾条件が定められている場合には、当該使用許諾条件に従わなければならない。
- 4.本邦政府、アジア開発銀行、世界銀行における ODA による一つのプロジェクトが複数国、複数機関にわたる場合は、限定された目的のデータ利用に限り、ライセンスを受ける当事者の範囲を、都度、共同企業体との協議により定めるものとする。

第3条 禁止事項

エンドユーザは、ALOS 製品を平和の目的以外に利用してはならない。また、エンドユーザは、書面により別途共同企業体から許諾を受けた場合を除き、以下の利用を行ってはならない。

- ① ALOS 製品の複製。但し、バックアップ目的のための複製を除く。
- ② ALOS 製品の第三者への提供。但し、第 2 条第 1 項で明示されている場合を除く。
- ③ ALOS 製品のインターネットに公開するなどの公衆送信すること。
- ④ ALOS 製品に含まれる著作権表示の変更又は削除。

第4条 知的財産権と著作権表示

- 1.標準データ等（付加価値製品及び標準データから作成された画像製品含む。以下、本条において同じ。）の著作権その他一切の知的財産権は、独立行政法人 宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）に帰属する。
- 2.高次付加価値製品を作成した場合、作成された高次付加価値製品の著作権その他一切の知的財産権は JAXA に帰属する。尚、共同企業体は、JAXA との契約において、JAXA が当該高次付加価値製品に対する知的財産権を行使しない旨を定めるものとする。
- 3.本使用条件書の条件に定める範囲において ALOS 製品等を公表または第三者に提供する場合は、著作権表示等を行わなければならない。  
著作権表示等の例を以下に示す。

標準データ等 (付加価値製品、標準データ等から作成された画像製品及びテレビ、ビデオ、映画等での映像を含む。) 著作権者／配布者を表示	著作権：宇宙航空研究開発機構 著作権：JAXA ©JAXA：ALL RIGHTS RESERVED ©JAXA 配布：共同企業体 衛星データ配布：共同企業体
高次付加価値製品 著作権者／原初データ提供者を表示	原初データ：宇宙航空研究開発機構 原初データ提供者：宇宙航空研究開発機構 Includes material ©JAXA Included ©JAXA ©PASCO、©RESTEC など、ALOS 製品に含まれる著作権表示

第5条 限定保証

- 1.共同企業体は、ALOS 製品に欠落、バグ等がないこと及び品質については一切保証しない。
- 2.ALOS 製品の有益性や ALOS 製品がエンドユーザの目的と適合することを保証しない。
- 3.共同企業体は、エンドユーザが ALOS 製品を使用することにより生じた、エンドユーザ又は第三者に生じた損害について責任を負わない。当該損害には、間接損害、逸失利益、拡大損害を含むがそれに限定さ

れない。

- 4.共同企業体は、不可抗力又は当事者が支配できないその他一切の原因による債務の遅延又は不履行に対し責を負わないものとする。
- 5.本使用条件書により生じる共同企業体の責任は、ALOS 製品についてエンドユーザが実際に支払った金額を上限とする。

#### 第6条 契約の変更

共同企業体は、自らが必要と認める場合は本使用条件書を変更することがある。この場合には、変更後の本使用条件書が適用される。共同企業体は、本使用条件書の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、共同企業体の指定するホームページ等に掲載できるものとする。

#### 第7条 準拠法

- 1.本使用条件書の準拠法は日本法とする。
- 2.本使用条件書に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

#### 第8条 疑義の確認

エンドユーザは、本使用条件書に疑義のあるときには、事前に書面により共同企業体に確認のうえ、共同企業体の指示に従うものとする。